

地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）

令和4年度

安平・厚真行政事務組合

**（ 安 平 町
厚 真 町 ）**

目 次

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の基本方針	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画の期間	2
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガス総排出量	4
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	5
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	6
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	7
(2) 具体的な取組内容	7
6. 推進体制・進行管理	9
(1) 推進体制	9
(2) 点検・評価・見直し体制	9
(3) 公表	10

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」と言います。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」と言います。）が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画事務事業編）を策定し実施するよう求められています。

安平・厚真行政事務組合（以下「組合」と言います。）においても、温室効果ガスの排出抑制のため実行計画を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

令和5年2月

安平・厚真行政事務組合長 及 川 秀一郎

2. 計画の基本方針

(1) 計画策定の目的

安平・厚真行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」と言います。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」と言います。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、組合の全ての事務・事業とします。なお、対象となる施設は、所管する施設とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質（表 1 参照）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

表 1 「地球温暖化対策推進法」で定める温室効果ガス

対象ガス		主な発生源
二酸化炭素	CO ₂	化石燃料の燃焼など
メタン	CH ₄	自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立処理、家畜の飼育など
一酸化二窒素	N ₂ O	自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立処理、家畜の飼育など
ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷媒の使用、発泡剤の使用、消火剤の使用など
パーフルオロカーボン	PFC	溶剤の使用など
六フッ化硫黄	SF ₆	電気絶縁ガス使用機器
三フッ化窒素	NF ₃	半導体製造業など

(4) 計画の期間

計画期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までとし、一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、必要に応じて、中間年次となる令和 9 年度（2027 年度）に計画の見直しを行います。

項 目	年 度						
	平成 25 年 (2013 年)	...	令和 4 年 (2022 年)	...	令和 9 年 (2027 年)	...	令和 14 年 (2032 年)
計画中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 見直し		目標 年度
計画期間							

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、構成町の地球温暖化対策計画、第 2 次安平町総合計画及び第 4 次厚真町総合計画に即して策定します。

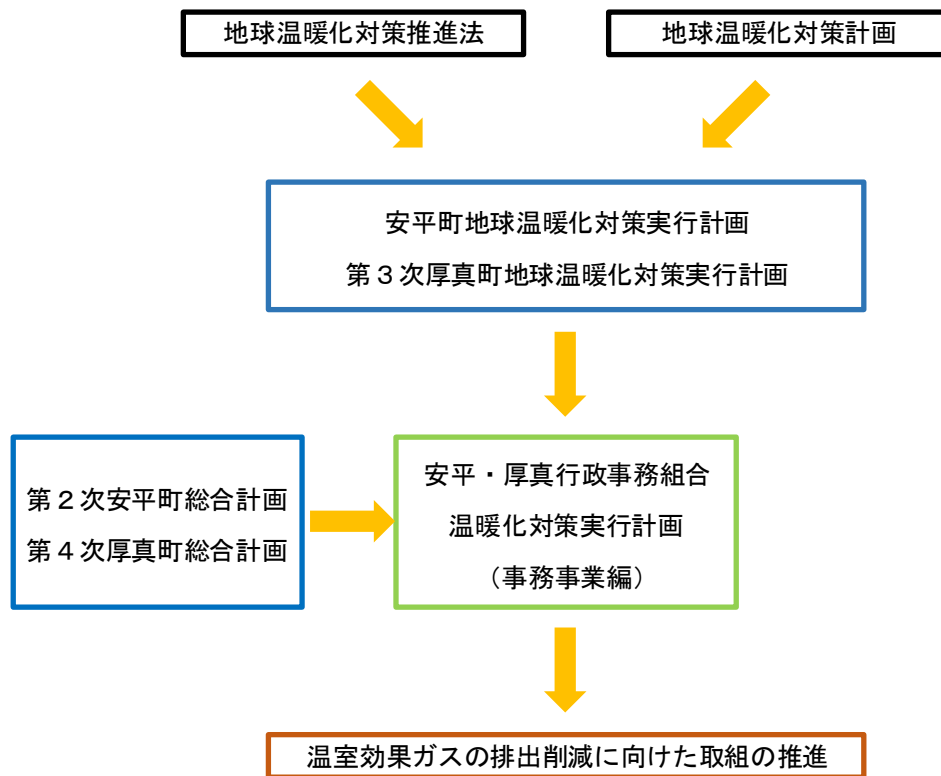


図 2 計画期間の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）において、80,752kg-CO₂となっています。

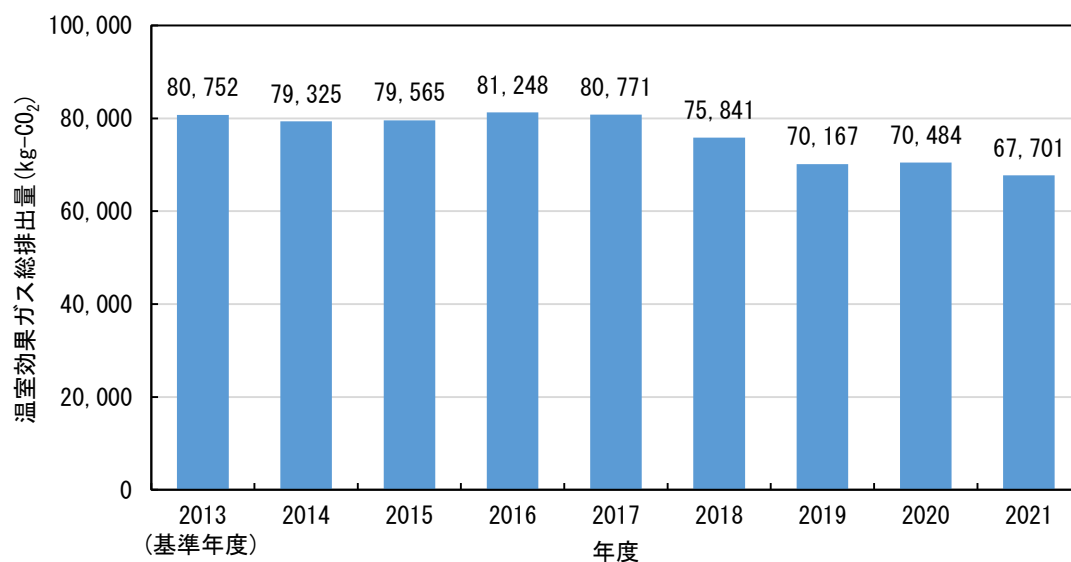


図 3 組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）において、エネルギー種別では、電気が全体の 66%を占め、次いで灯油 28%、軽油 5%、ガソリン 2%となっています。

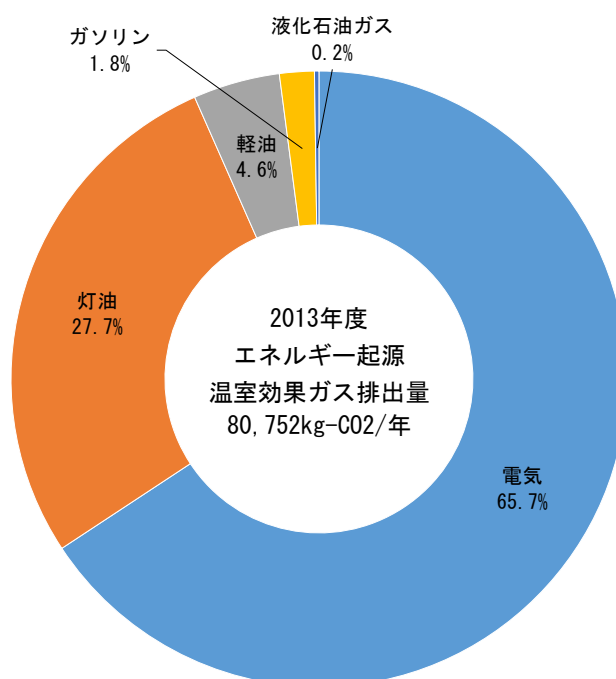


図 4 エネルギー種別の温室効果ガス排出量の割合（平成 25 年度（2013 年度））

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の減少要因として、下記に示すものが挙げられます。

- 塵芥処理場でのごみ処理量の減量（北海道胆振東部地震、コロナ禍の影響を含む。）に伴うエネルギー消費量の減少
- 電気事業者の排出係数の減少

表 2 電気使用量及び排出係数の比較

年度	電気使用量 (kWh)	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
平成 25 年度 (2013 年度)	78,285.0	0.678	53,077.2
平成 26 年度 (2014 年度)	73,734.0	0.683	50,360.3
平成 27 年度 (2015 年度)	72,246.0	0.669	48,332.6
平成 28 年度 (2016 年度)	80,550.0	0.632	50,907.6
平成 29 年度 (2017 年度)	76,758.0	0.666	51,120.8
平成 30 年度 (2018 年度)	71,862.0	0.643	46,207.3
令和元年度 (2019 年度)	78,388.0	0.593	46,484.1
令和 2 年度 (2020 年度)	67,605.0	0.601	40,630.6
令和 3 年度 (2021 年度)	66,280.0	0.601	39,834.3
平成 25 年度 (2013 年度) 比	▲ 15.3%	▲ 11.4%	▲ 25.0%

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国は、地球温暖化対策計画において、地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を令和 12 年度（2030 年度）までに基準年度の平成 25 年度（2013 年度）に比べて 51%削減としています。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）」（以下、「政府実行計画」と言います。）において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を令和 12 年度（2030 年度）までに基準年度の平成 25 年度（2013 年度）に比べて 50%削減としています。

本計画では、政府実行計画を踏まえ、組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和 14 年度（2032 年度））に、基準年度（平成 25 年度（2013 年度））比で 50%削減することを目標とします。

表 3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	目標年度 令和 14 年度 (2032 年度)
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	80,752	40,376
削減率	—	50%

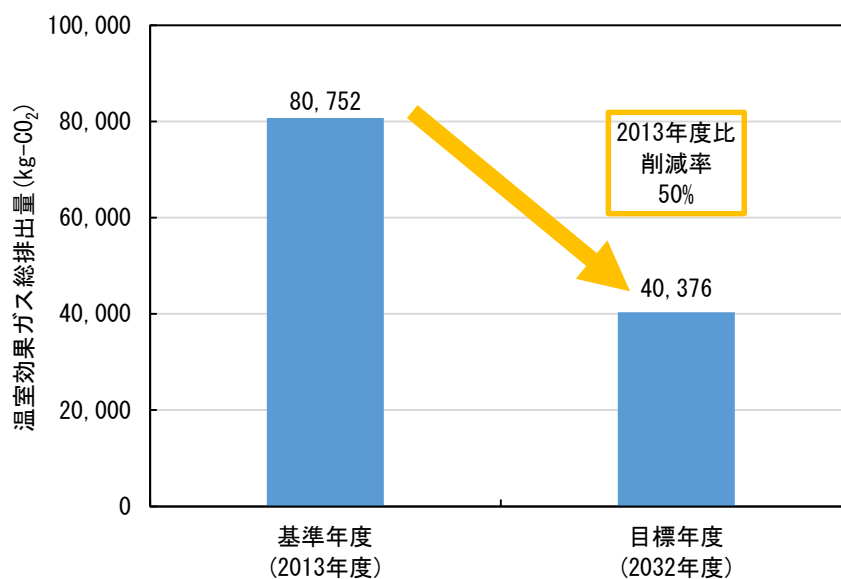


図 5 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 設備の運用改善

現在保有している設備の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 暖房機等の燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます

② 設備の更新

新たに設備を導入する際や現在保有している設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 各施設の照明機器や場内照明灯のLED化を進めます。

③ グリーン購入、グリーン契約などの推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）や国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 北海道グリーン購入基本方針に基づいた物品等の調達を進めます。
- 用紙の節減、節水、ごみの減量に取り組みます。

④ 収集運搬におけるごみ収集車の適正使用

ごみ収集車の省エネルギー化に努めます。

- ごみ収集車の更新の際は、低燃費車及び低公害車の導入を進めます。
- ごみ収集車の適正な整備及び適正な運転により燃費の向上に努めます。
- 効率的な収集計画及び運搬経路を検討し、燃料等の使用量を抑制します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー、節電などの取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進担当者（「6. 推進体制・進行管理」参照）による職員への意識啓発に取り組めます。
- 不要な照明を消灯し、退庁の際は電気製品の電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際は、エコドライブ、アイドリングストップに努めます。
- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

6. 推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本計画を推進するために、事務局長を本部長とする「安平・厚真行政事務組合地球温暖化対策推進本部」（以下、「推進本部」と言います。）を設けます。また、「地球温暖化対策推進担当者」（以下、「推進担当者」と言います。）を1人以上配置し、取組を着実に推進します。

① 安平・厚真行政事務組合地球温暖化対策推進本部

組合の事務局長を本部長とし、本計画の改定・見直し及び本計画の推進点検を行います。

② 地球温暖化対策推進担当者

組合に1人以上の「推進担当者」を置き、本計画の総合的な推進を図ります。

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進担当者が推進本部に対して定期的に報告を行います。推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和9年度（2027年度））に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和9年度（2027年度）に本計画の改定を行います。

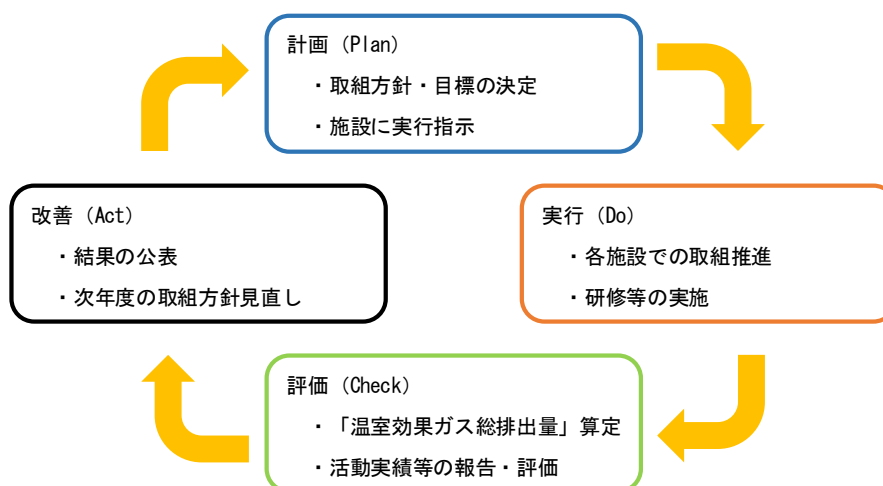


図 6 毎年のPDCA イメージ

(3) 公表

本計画と本計画の進捗状況は、構成町のホームページや広報紙等で公表します。